



# 事務職員は昼休みに校内巡視する？

那覇市、浦添市の一部の小・中学校では、職種によって休憩時間を異なる時間帯に与えている。ある学校の職員の勤務時間割り振り規定によると、教員は給食清掃後に20分間（児童の昼休みと同じ時間帯）、5時限または6時限終了後に25分間と2回に分けて計45分間の休憩が割り振られている。

それ以外の校長、教頭、事務職員、用務員、図書館事務、養護教諭等は、給食開始時刻から45分間続けて1回の休憩が割り振られている。

## \*学校は職員に一齐に休憩を付与する職場だ\*

労働基準法で学校は職員に休憩を一齐付与する職場とされている（第34条）。その例外として第40条で「公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要のあるものについては、その必要避くべからざる限度で・・・別段の定めをすることができる」とある。

役所の住民票等を発行する窓口が昼食時間中に閉まっていると、「公衆の不便」にあたるのは理解しやすい。では学校における「公衆の不便」「特殊の必要」とは、なんだろうか？

那覇市教委は、「児童生徒の休憩時間中に、すべての職員が休憩をとると児童生徒の安全管理に支障をきたす」と言っている。

職種別に休憩時間をズラして割り振りしている学校は、全体の三分の一ほどで、残りの三分の二の学校は全職員が児童生徒の昼休みと同じ時間帯に休憩となっている。那覇市教委の説明を鵜呑みにすれば、「よろしくない」状態が多数派であり、危険性が放置されたままとなっていることになるのではないかと？

## \*\*マジメに安全管理しようとしてる？\*\*

那覇市教委の言い分に乗っかって考えてみる。児童生徒の昼休み中の安全管理は、誰がどうやって行うのだろう。その他職種に含まれている養護教諭や図書館整理員は、その時間帯は保

健室や図書室にいなければならない。

用務員や事務職員が教室を巡回しつつ、学校の敷地内を歩き回って危ないことをする者はいないか、逃げ出す者はいないかとか監視するのだろうか。児童生徒全員の名前を知っているわけでもない職種にさせるべき業務なのだろうか。

いわゆる「生徒指導」的業務なのだから、校長と教頭が行うべき校内巡視業務をいたずらに非教育職員に押しつけるべきではない。

そして20分間とはいえ、校長、教頭プラスαの人数だけで、すべての教室、運動場、体育館の物陰、あちこちにあるトイレ、複数ある出入り口を見張ることは、そもそも不可能だ。

市教委は、実行不可能な業務を行うことを理由に休憩時間ズラしを正当化しようとしている。

本気で児童生徒の昼休み中の安全管理を行う気は、校長にも市教委にもないことは明らかだ。

## \*\*労使協定の締結が不可欠\*\*

労基法第34条2項には、休憩時間一齐付与の職場で例外の取扱いをする場合、「当該事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定」締結を条件としている。

今の学校現場では、職員の過半数が加入している労働組合はないだろう。それなら、直接の当事者となる事務職員と用務員が職場を代表する者となって、校長と協定を結ぶ必要がある。

市教委は、こちらが指摘するまで協定締結の必要性さえ知らなかった。市教委は、現状に制度上の瑕疵があることを認め、早急に誤りを正すべきだ。また、学校で働く者として私たちは、自分の背中を将来の労働者となる子どもたちに見られていることを強く自覚し、休憩中は仕事をしないし電話も取らないのだ。（濱）

# 当局働き方改革に無関心、団交報告

9月18日に行った団体交渉の概要を報告する。

①5月1日における学校事務職員の定員、正式任用者、臨時的任用者、欠員数は、小・中学校512人、392人、74人。県立学校は、333人、296人、37人。小・中学校の臨任含めた定員充足率は、91%、県立は100%。

小・中学校の充足率は、昨年の81.5%から改善しているが、県立学校の事務職員や小中学校の教員が100%以上であることと比較すると満足できるものではない。全国的にもワーストに近い数字だ。昨年度から本務は6人増、臨任が27人増、定数が19人減であるから、本務採用を手控えつつ、臨任を配置していることが分かる。県教育庁は、その理由を「特別支援学級の増減等により事務職員定数が流動的なため、どうしても未配置校が生じる」と言っている。その説明では、より直接的に特別支援学級担任教員の配置が困難なはずだが、教員の充足率は、100%で事務職員だけが8割9割でしかない理由にならない。このような数字を見るたびに、義務教育費国庫負担制度が職種の枠を外し、総額裁量制になって以降、事務職員の定数を教員に横流ししている疑いが深まる。

②「これからの学校事務のあり方検討委員会」の過去2年分の議事録を出すよう求めた。県教育庁は、「議事録としてまとめたものはない」と回答。議事録も無しに「沖縄県における市町村立小中学校事務職員の標準液職務一覧」(以下「職務一覧」)を作れるわけがない。追及すると「メモの形ならある」と言ってきたのでその提出を求めた。さらに「職務一覧」に絞った団体交渉の設定を求めたが「職務一覧は目安でしかなく、交渉事項にあたらぬ」と拒否してきた。

県教育庁は、「職務一覧」を県内すべての市町村教委へ通知し、各市町村教委において「職務一覧」を学校管理規則等に組み入れるなどの条例化が進められている最中だ。「職務一覧は、事務職員の働き方を大きく影響を与える。最大の交渉事項だ。交渉を行うか全市町村教委へ条例

化するなど通知するかの2択だ」と迫った。

③県立学校における「団体徴収金」から校長会、教頭会、各種教育研究団体の会費等が支払われている。その実態把握とそれら経費を保護者に負担転嫁させないよう通知文を各学校に出すよう求めた。

県教育庁は、「団体徴収金はそれぞれの団体で徴収、支払を行っている。校長会費等が支払われていたとしても総会等で決議されたものであれば問題ない」と回答した。

入会手続き無しにPTA会員させられている現状のなか、学校が任意団体であるPTAの会費を業務委託契約なしに徴収業務を行っていることももちろん問題なのだが、PTA会費ではなく、校長名で保護者から集めたお金が校長会費等に支払われた場合、保護者がチェックできる総会等がそもそも存在しないことがある。

県教育庁は、自らが策定した「私費会計マニュアル」の主旨を忘れ、抜け道を探すことに熱心なようだ。

④4月から県立学校では、紙の出勤簿を廃止しICカードによる勤怠管理が行われている。事務職員が時間外勤務をすると、当然、その実態が記録される。実績とおりの手当は支給されるのか?と問うと、「予算に限りがある」と回答。「予算の裏付けなしには事務長は超勤命令ができないのではないかと追及すると「後日、確認して返事をする」と答えた。

⑤人事評価結果を職種別に示すよう求めた。県教育庁は「評価は絶対評価で行うもので、職種別の結果を出すと、評価者である校長等が相対評価へ傾く恐れがある」と拒否した。

沖学労は「校長等が、非教育職の職務内容を知らないまま評価をしようとする、中庸な評価をしがちになる。事務職員等が本来獲得できるはずの高評価が教員へ回されてしまう結果となっている。小中学校にはほぼ1人しかいない事務職員を評価する際に相対評価になるわけがない」と職種毎の評価結果を示すようさらに求めた。

